

# 岐路に立たされた山梨県立特別支援学校寄宿舎について —山梨県特別支援教育振興審議会（2010年度）の答申と会議録の分析—

古屋 義博\*

## I. はじめに

### 1. 法令上の寄宿舎の機能について

特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。（学校教育法第78条）

寄宿舎は、この条文のとおり特別支援学校に設置されることが義務づけられている。その理由と例外については次のように解説（鈴木，2011）されている。

特別支援学校について、寄宿舎を義務設置としたのは、これらの学校に在学する児童生徒の状況及び特別支援学校の設置状況にかんがみて、特別な場合を除き、通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置することが必要であるとの考えによるものである。

寄宿舎を設けないことができる「特別の事情」とは、就学者が自宅から通学可能な範囲内のみ居住する場合とか、医療機関とか児童福祉施設に併設する学校で、就学者が医療機関又は児童福祉施設の入所者に限定されている場合である。（※下線は筆者。以下、同様）

障害のある子どもが、決して数の多くない特別支援学校（盲学校・聾学校・養護学校）に通う保障をすることが寄宿舎の第一義的な役割であると解される。ただ、この解説（鈴木，2011）には、「かんがみるべき児童生徒の状況」についての具体的な言及はない。その「状況」とは、各児童生徒や学校、地域の実情などによって生じる個別具体的な性質のものであると考えられる。

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かななければならない。（学校教育法第79条第1項）

寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。（学校教育法第79条第2項）

---

\* 山梨大学教育人間科学部障害児教育講座

これは寄宿舎で中心的な役割を果たす寄宿舎指導員に関する規定である。寄宿舎指導員の役割の重要性は次のように解説（鈴木，2011）されている。

寄宿舎指導員の職務については、昭和49年の改正では、「寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。」と規定されていたが、平成13年の改正により、「寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。」と改めた。これは、当時の盲学校、聾学校及び養護学校の児童生徒等の障害の重度・重複化に伴い、その職務が食事、洗濯等の日常生活における世話に加えて、日常生活の習慣及び社会生活技術を身につけるための生活指導を行う部分が增大していたため、その職務内容規定を実態により即したものとしたのである。

障害の重度・重複化に伴い、日常生活の習慣や社会生活技術を身につけるため生活指導を行う部分が增大したとのことである。寝食を単に保障するだけの、あるいは通学を保障するだけの役割ではないとの認識である。

## 2. 寄宿舎の機能の解釈について

以上を総括すれば、寄宿舎の役割は第一義的には通学保障ではあるが、様々な状況の変化に伴い、教育的な側面への期待が高まってきたということである。

しかし、それはあくまでもおおむねの合意の範囲である。この合意を補強する、例えば、学習指導要領やその解説のような公的な文書は皆無である。そのため、寄宿舎や寄宿舎指導員の役割についての議論は続いている（石川・古屋，2008；石川・古屋2009；島田・古屋，2010）。

自治体レベルでの議論としては、寄宿舎の通学保障機能に強く限定する立場をとった東京都や滋賀県の動向がこれまでも注目されてきた。以下、それらについて取りあげる。

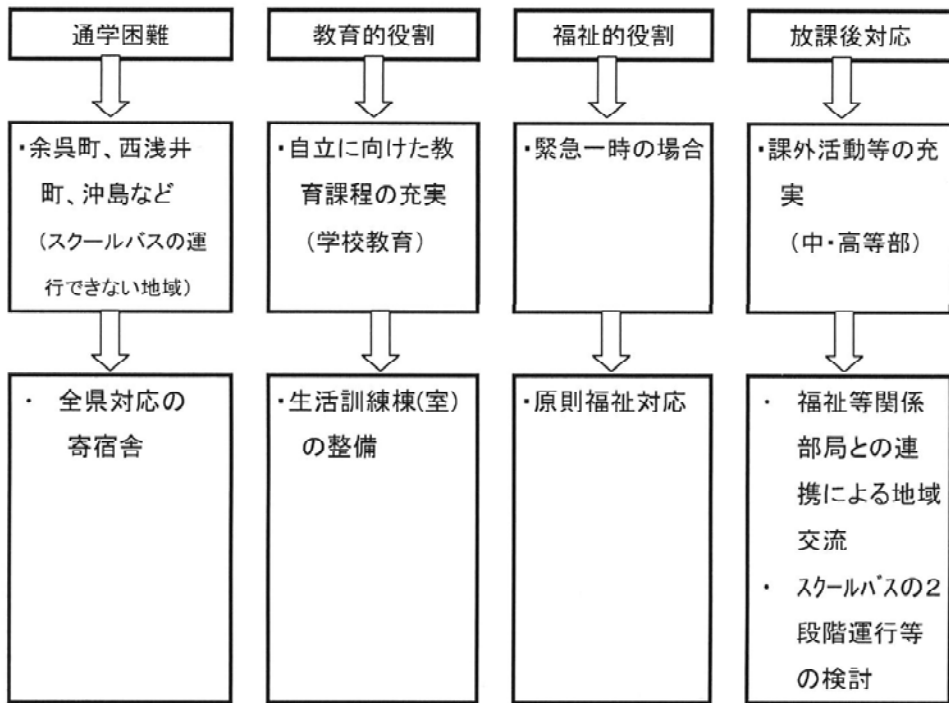
### (1) 滋賀県の場合

滋賀県教育委員会が滋賀県特別支援教育推進協議会を2003年8月に設置した。2003年12月実施の第3回協議会の配付資料に寄宿舎の今後の在り方について次のような記述と図が示されている。

寄宿舎については、他の養護学校と同様、設置しないことを原則としながら、全県的な通学事情等を考慮した対応として、スクールバスが運行できない地域から通学する場合を想定し、冬季の積雪等による季節的な通学困難など緊急一時的に寄宿舎利用を必要とする場合にも対応するため、県内すべての知肢併置校が利用できる寄宿舎として1舎を整備する。

「寄宿舎は設置しないことを原則とする」との記述は、学校教育法第78条が示す「原則（寄宿舎を設置する）」と「例外（設置しない）」との逆転であり、引き続きの議論を要する事項である。

寄宿舎は通学保障のためにあり、特別支援学校の新設を含む整備やスクールバスの活用によって、その役割は減っていくとの考えである。その考え方にに基づき、養護学校（特別支援学校）の寄宿舎の統廃合が行われた。生活指導という教育的機能については、教育課程の工夫で対応可能との立場である。未設置校の児童生徒が寄宿舎を必要とすれば、全県対応の寄宿舎の利用を促すとのことである。



※第3回滋賀県特別支援教育推進協議会（2003年12月）の配付資料より転写

図1 寄宿舎に関する保護者のニーズとそれへの対応の方向性

## (2) 東京都の場合

東京都教育委員会が2004年11月に公表した「東京都特別支援教育推進計画」も滋賀県教育委員会と同様の考え方である。次のような記述がある。

### 【現状と課題】

現在、都立盲・ろう・養護学校に設置されている11舎の寄宿舎は、通学が困難な児童・生徒等に宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しています。都教育委員会は、

これまで学校の増設及びスクールバスの整備を図りながら、「通学困難」の解消に努めてきました。この結果、「通学困難」を理由とする寄宿舎への入舎は、平成15年度では全体の5.1%となっています。また、入舎生数も減少しており、平成15年度の年間の宿泊率は38.8%であり、1日当たりの宿泊人員が11舎中8舎で定員の半数に満たない現状があります。今後も、都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置の実施及びスクールバスの一層の整備により、寄宿舎への入舎対象者がますます減少していくことが予想されます。

こうしたことから、寄宿舎の利用を適正化し、一部を普通教室に転用するなど、課題の解決に向けて寄宿舎の規模と配置の適正化を図っていくことが必要となっています。

#### 【改善の方向及び計画】

寄宿舎は、現在のように寄宿舎を設置している学校の児童・生徒等のみが利用できるものから、寄宿舎が設置されていない学校の児童・生徒も、寄宿舎へ入舎する必要がある場合に、同一の障害種部門の寄宿舎であれば、原則として寄宿舎設置校へ転学の上で入舎できるようになります。また、その際の転学手続はできる限り速やかに進めます。

寄宿舎は通学保障のためにあり、特別支援学校の設置やスクールバスの活用により、その役割は減っていくとの考えである。寄宿舎の設置校と未設置校との関係については、未設置校の児童生徒の寄宿舎が必要となれば、設置校への転学を促すという方針である。

## II. 目的

寄宿舎の役割について、このように立場によって違いがある。近年、山梨県教育委員会が寄宿舎の新たな活用を含めた、山梨県の今後の特別支援教育の在り方についての検討を行った。2010年5月24日に山梨県教育委員会が山梨県特別支援教育振興審議会（以下、特教審とする）に以下の3点に関わる事項の諮問を行った。

- 1 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について
- 2 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について
- 3 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

全6回の会議と全2回の起草委員会を経て、2011年2月4日に特教審が最終答申を行った。寄宿舎については、上記「特別支援学校の整備計画を含む将来構想について」の中で審議がなされた。

本稿は、寄宿舎に関わる特教審の、事務局による答申案と最終答申との比較、および会議録を分析することによって、山梨県の寄宿舎指導員が再認識すべき事項を整理、指摘するものである。

### Ⅲ. 山梨県特別支援教育振興審議会の会議録の概要

特教審の審議経過は、回答申書や山梨県教育委員会に表1のとおり記されている。寄宿舎については、第2回特教審で集中審議されている。なお、会議録は全74565文字にのぼり、寄宿舎に関する審議部分は4355文字（6%弱）である。寄宿舎に関する審議が少ない理由は、諮問事項のとおり、軽度知的障害に対応した高等部教育の在り方が緊急性を要する事項であり、寄宿舎に関してはその関連として取りあげられたためと解釈できる。

表1 山梨県特別支援教育振興審議会の審議経過

開催期日		内容
第1回	平成22年 5月24日	○ 委員の委嘱及び諮問 ○ 現状と課題について
第2回	平成22年 7月12日	○ 軽度知的障害に対応した高等部教育の在り方について ○ 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について
第3回	平成22年 8月12日	○ 特別支援学校の施設整備について ○ 特別支援学校の適正規模・適正配置について ○ 特別支援学校の今後の在り方について
第4回	平成22年 9月10日	○ 就学前における特別支援教育の推進について ○ 小・中学校における特別支援教育の推進について ○ 高等学校における特別支援教育の推進について ○ 教職員の専門性向上について
第5回	平成22年10月25日	○ 審議のまとめ
起草	平成22年11月19日	第1回 起草委員会
	平成22年12月17日	第2回 起草委員会
第6回	平成23年 1月28日	○ 答申書（案）について
答申	平成23年 2月 4日	○ 答申書の提出

※山梨県特別支援教育振興審議会答申（2012年2月4日）「資料③」より作成

### Ⅳ. 山梨県特別支援教育振興審議会の寄宿舎に関する会議録の考察

寄宿舎については、第2回特教審（2010年7月12日）にて、事務局から現状認識やその後の方向性の案が資料1として示された。会議録によれば、この案をもとに審議が行われ、その審議を踏まえて起草委員会（2010年11月19日、12月17日）にて答申案が作成され、第6回特教審（2011年1月28日）を経て最終答申（2011年2月4日）がなされた。

その事務局案（第2回特教審・資料1）と最終答申との対照を表2に示す。以下、重要と考えられる部分を逐次、会議録を参照しながら考察する。

表2 寄宿舎の在り方についての答申と事務局案（第2回資料1）との対照

答申 2011年2月4日	事務局案（第2回資料1）2010年7月12日
<p>特別支援学校の寄宿舎は、<u>設置の経緯等を踏まえると、</u>  <u>通学困難な児童生徒の通学保障の役割</u><sup>[A]</sup>を今後も果たす必要がある。</p> <p>その上で、            高等部等における障害のある生徒の自立や社会参加に向けて「<u>生活自立を支援する寄宿舎</u><sup>[B]</sup>」としての役割を担う必要があり、</p> <p><u>学校における教育とは異なる寄宿舎の教育的機能を有効活用</u><sup>[C1]</sup>し、次のような方策に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業自立を促すため、「産業現場等における実習」と連携した<u>生活指導</u><sup>[D1]</sup>を推進する。</li> <li>・生活能力の育成を図るため、<u>異年齢による集団生活の体験</u><sup>[E]</sup>や生活指導を推進する。</li> <li>・<u>寄宿舎未設置校の生徒に利用機会を提供するため、地域エリアの寄宿舎として活用</u><sup>[F]</sup>を図る。</li> </ul>	<p>基本的には、  <u>通学困難な児童生徒の通学保障の役割</u><sup>[A]</sup>を今後も果たす必要があると考える。</p> <p>その上で、            ①高等部等における障害のある生徒の自立や社会参加に向けて、「<u>生活自立を支援する寄宿舎</u><sup>[B]</sup>」としての役割を担う必要があると考えるが、いかがか。</p> <p>②<u>全泊者が減少している寄宿舎については、その機能の有効活用を図る</u><sup>[C2]</sup>ため、次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業自立を促すため、「産業現場等における実習」とタイアップした<u>生活訓練</u><sup>[D1]</sup>の実施</li> <li>・生活能力の育成を図るため、体験的な生活訓練の実施</li> <li>・<u>寄宿舎未設置校の生徒に利用機会を提供するため、地域エリアの寄宿舎としての活用</u><sup>[F]</sup></li> </ul>

※対照の都合上、一部に改行を加えた。表中の記号は筆者による。

## 1. 表2中の [A] : 寄宿舎の通学保障機能について

寄宿舎の通学保障機能という役割を第一義的とする立場は、事務局案（第2回資料1）でも最終答申でも同様である。

第2回審議会事務局は、寄宿舎設置校5校の1985年から2010年に至る全泊（通学保障）者数の年次推移を示している。それによれば、全泊（通学保障）者数は113人から35人へと減少している。参考に、全児童生徒数（山梨県教育委員会発行『山梨の特殊教育（昭和60年）』と『山梨の特別支援教育（平成22年）』を利用）を母数にして、各校ごとの変化を計算して、図2に示す。全県で1校のみの設置のために通学区域の広い盲学校とろう学校も大きく減少している。すなわち通学保障機能は相対的に低下しているという現実を関係者はありのままに受けとめなければならない。

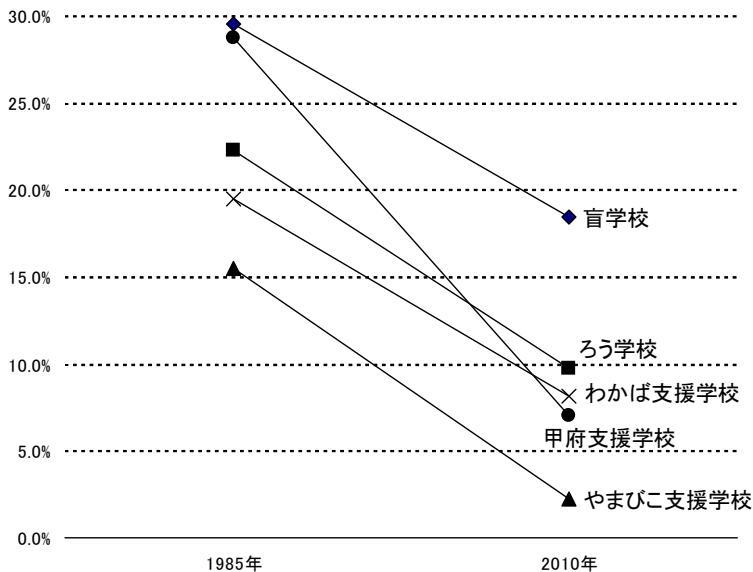


図2 寄宿舎設置校5校の全泊（通学保障）者数の比率の変化

通学保障機能の相対的な低下に伴い、冒頭に例として挙げた自治体では、寄宿舎の統廃合を段階的に実施した（実施している）。しかし、会議録①（以下の下線部）のとおり特教審はそのような立場をとらなかった。

【会議録①：第5回特教審】

（議長）

…略…それでは、「特別支援学校の寄宿舎の今後の在り方」について、提案がなされていますが、ご意見をお願いします。前回までの審議の中では、寄宿舎を廃止する方向の動きもあるかもしれないが、既存のものを有効利用するという発想で議論をいただいた経緯があります。

廃止あるいは統合という選択肢は想定せず、今ある寄宿舎の潜在能力を掘り起こして、新たな活用策を検討していく、という考え方である。

## 2. 表2中の [B]：生活自立を支援する寄宿舎について

生活自立を支援する寄宿舎というとりえ方は、学校教育法第79条第2項およびその解説（鈴木，2011）に示されているとおりのことである。会議録②③④（以下の下線部）のとおり特教審でもそのことが委員から発言されている。

【会議録②：第2回特教審】

(委員：質問)

今ある寄宿舎の有効利用の方向でお話をさせていただきます。親として子離れができず、高等部の現場実習で一定期間の宿泊を経験しないまま卒業する子どももいます。寄宿舎については、生活自立を支援する場として、例えば、学校において全ての生徒ではなくても、寄宿舎での宿泊体験を一週間でもさせる等の経験を積ませるなどの有効活用をする方向で検討してもらいたいと思います。

【会議録③：第2回特教審】

(委員：意見)

寄宿舎の教育的機能を活用することについては賛成です。高等部の軽度の知的障害の子どもが寄宿舎に入舎することで力をつけることは、重要であると思います。単なる通学保障ではなくて、教育的機能に着目し、寄宿舎を特別支援学校の財産にするべきであると思います。

その際に注意すべき点があると思います。子どもたちが、寄宿舎に帰ったら、寄宿舎指導員が別の生活訓練のカリキュラムを用意し、子どもが起きている間は教育詰めにされることは良くないと考えます。寄宿舎が持っている教育的機能は何かを、丁寧に考えた上で利用することが大切ではないでしょうか。寄宿舎は通学保障の場ではあるが、同年齢、異年齢の集団の生活の場でもあると思います。そのような生活の場が持っている教育的な働きとは何かを丁寧に考え、例えば、文化的な活動を位置づけた生活の場を考えるなど、寄宿舎の教育的機能を考えていかないと、第2の学校で生活訓練を受けることになり、本来の寄宿舎の教育的機能を果たせないのではないかと思います。

【会議録④：第2回特教審】

(委員)

本校の寄宿舎は、入舎希望者が多く、断っている状況があります。12畳程度の和室に、夜は子どもが5、6人で寝ています。

寄宿舎指導として生活訓練をしながら集団主義的なやり方ではなく、子どもたちの主体性を生かしながら指導をしています。早く学校に慣れて生活を送れるようにすることや、新しい仲間との出会う場にもなっています。知的障害の子どもの教育の場として非常に大切と考えていますので、前半の高等部教育と関連して考えていかなければならないと思います。

生活を通して学ぶ子どもたちなので、教育課程だけでは学びきれない内容を学ぶ場が寄宿舎であると思います。特に軽度の障害の子どもたちは、学ぶ力も、自立する力もありますが、生活経験をしてこない場合が多いように思います。「支援される人」として過ごしてきているため、本当の意味の自分の力を知りません。学校でも自分の持っている力を分かるように教育しますが、寄宿舎でも十分にそのようなことができます。

高等部の通学生が卒業後の生活自立を目指して体験的な宿泊を希望しても、本校の寄宿舎では舎生数が満杯状態のため、受け入れることができない状態です。このため、現場実習の期間に福祉施



設に対して宿泊体験を依頼し、ご協力いただいています。特別支援学校に設置されている寄宿舎の機能を見直し、全県的な視点で活用を図る必要があると思います。特に知的障害教育校の高等部における自立と社会参加に向けた取組みについては、寄宿舎の生活指導の充実が必要です。

このように複数の委員から、寄宿舎の教育的機能への期待についてさまざまな意見が出されている。これらの意見を各寄宿舎で日頃、具体的にどのように実践しているか、今後実践しようとしているか、について整理・記述して、その営みを蓄積しておくことが必要であろう。

### 3. 表2中の [C1] [C2] : 寄宿舎の有効活用について

事務局案（第2回特教審・資料1）には「全泊者が減少している寄宿舎については、その機能の有効利用を図る」と記されていた。事実として稼働率が悪く、厳しい財政状況を踏まえれば、スクラップの対象として議論の遡上にあがりかねないという事務局の危機感を表現するかのようである。会議録⑤（下線部）のとおり、ある部分では施設やサービス提供が不足していて、ある部分では施設やサービス提供に余力があるのであれば、後者から前者への転用や流用も考えてもよいのではないかと、この発想が委員から出されている。この発言は、厳しい行財政事情やサービス需要の多様化という現状を踏まえれば、自然な理屈であろう。このような発言がなされることに寄宿舎指導員は敏感になるべきと考える。

#### 【会議録⑤：第2回特教審】

（委員：意見）

私たちは、暮らしを支えたり、生活を支えたりしていますが、4、5年ほど前から、特別支援教育の課題と同様の状況が出てきています。知的障害、身体障害、自閉症、精神障害などの様々な方々が、制度が変わってサービスが使えるからということで（施設を）使ってくださいしています。その中で専門性の問題が施設職員にも出てきています。専門性については、大学のカリキュラムの在り方や職場においての職員養成の在り方が問われます、しかも、人手不足の現場で人の入れ替わりも多いということや、短時間労働者への保障もしなければならぬといった大変な状況です。

いろいろな選択肢があっても良いと思うのです。2つだけの選択肢ではなく、3つ4つと多様性を備えた多機能型の入所であったり、通所であったり、施設も多様化しています。学校も多様化していると思います。類型化や高等特別支援学校の問題、更に一般の学校の中にいろいろな選択肢があっても良いのではないかと思います。知的障害の学校の施設が足りないということであれば、盲学校、ろう学校の空いているところをどのように使うのか。また寄宿舎の問題として、ショートステイやデイサービスの場として使うことも考えるべきではないでしょうか。

一方、会議録⑥⑦（以下）のとおり、特教審の議長は慎重な姿勢を貫いている。つまり、

稼働率が悪いからその改善を図るために策を講じるという議論にならないように、繰り返し注意喚起している。寄宿舎指導員も誰の何のための有効活用なのかについて十分に注意を払うべきと考える。

【会議録⑥：第2回特教審】

(議長)

…略…

事務局からの提案は、生活自立を支援する体験学習の場として、今までにない寄宿舎の利用の仕方を検討していきたいというものです。利用者が減少したから、施設が余ったからどのようにするかという話ではなく、高等部の教育との関連で、寄宿舎を利用する価値があるのではないかとという発想の下でご意見をうかがいたいと思います。…略…

【会議録⑦：第2回特教審】

(議長)

…略…。この課題を誤解の無いように確認をする必要がありますが、施設が空いているのだから多目的に利用したらよいという発想ではなく、高等部の宿泊体験学習の場にしたり、実習の職場に通勤する練習をさせたりする場などのように、あくまでも教育活動という枠組みでの活用ということで確認をいたします。

#### 4. 表2中の [D1] [D2]：生活指導/生活訓練について

「訓練」と「指導」との表現やそのニュアンスの問題である。このことについては、起草委員会による答申案を検討がなされた第5回特教審の会議録⑧（以下）のとおりが発言が直接的に関与したと考えられる。

【会議録⑧：第5回特教審】

(委員：意見)

基本的に方向性の内容には異論はないのですが、「集団生活訓練」や「体験的な生活訓練」という表現の、「訓練」という言葉が学校教育になじむかどうか気になります。むしろ、「集団的な生活指導」、「体験的な生活指導」という言葉の方が適切ではないかと思います。

ただ、指導か訓練かについては字句上だけの問題ではなく、第2回特教審の寄宿舎の教育機能に関する議論が伏線になっていたと筆者は考える。会議録⑨（以下）のとおりである。

【会議録⑨：第5回特教審】

（委員：意見）

寄宿舎の教育的機能を活用することについては賛成です。高等部の軽度の知的障害の子どもが寄宿舎に入舎することで力をつけることは、重要であると思います。単なる通学保障ではなくて、教育的機能に着目し、寄宿舎を特別支援学校の財産にするべきであると思います。

その際に注意すべき点があると思います。子どもたちが、寄宿舎に帰ったら、寄宿舎指導員が別の生活訓練のカリキュラムを用意し、子どもが起きている間は教育詰めにされることは良くないと考えます。寄宿舎が持っている教育的機能は何かを、丁寧に考えた上で利用することが大切ではないでしょうか。…略…

寄宿舎での「生活指導」なるもののアイデンティティーに関わる発言である。指導か訓練かという字句上の違いではなく、「寄宿舎が持っている教育的機能は何かを、丁寧に考えた上で利用すること」の「教育的機能」を寄宿舎指導員がどう説明できるのかがあらためて問われたといえる。

## 5. 表2中の [E]：異年齢による集団生活の体験について

「異年齢による集団生活の体験」という表現の追加は、会議録⑩（以下）のとおり、寄宿舎の教育的機能について検討された際に出された意見によるものであろう。

【会議録⑩（再掲）：第2回特教審】

（委員：意見）

…略…子どもたちが、寄宿舎に帰ったら、寄宿舎指導員が別の生活訓練のカリキュラムを用意し、子どもが起きている間は教育詰めにされることは良くないと考えます。寄宿舎が持っている教育的機能は何かを、丁寧に考えた上で利用することが大切ではないでしょうか。寄宿舎は通学保障の場ではあるが、同年齢、異年齢の集団の生活の場でもあると思います。…略…

「同年齢、異年齢の集団の生活の場」という、寄宿舎にとっては実は当たり前環境が、きわめて有利な条件であり、その条件を寄宿舎指導員がいかにして再発見して、最大限に活かして、周囲に情報発信するかが問われている。

## 6. 表2中の [F]：地域エリアの寄宿舎としての活用について

「地域エリアの寄宿舎としての活用」については、事務局案（第2回資料1）と最終答申に表現の変化はない。会議録⑪⑫（以下の2箇所）を見る限り、十分な議論をする時間がなかったと推測される。

【会議録⑪（再掲）：第2回特教審】

（委員）

本校の寄宿舎は、入舎希望者が多く、断っている状況があります。…略…

高等部の通学生が卒業後の生活自立を目指して体験的な宿泊を希望しても、本校の寄宿舎では舎生数が満杯状態のため、受け入れることができない状態です。このため、現場実習の期間に福祉施設に対して宿泊体験を依頼し、ご協力いただいています。特別支援学校に設置されている寄宿舎の機能を見直し、全体的な視点で活用を図る必要があると思います。特に知的障害教育校の高等部における自立と社会参加に向けた取組みについては、寄宿舎の生活指導の充実が必要です。

【会議録⑫：第2回特教審】

（議長）

管理上の問題はありますが、いろいろな個性をもった方々がいろいろな生活体験ができる場として寄宿舎をアピールする必要があるかと思います。

寄宿舎の在り方として、有効利用ができるような工夫、ひとつの学校の寄宿舎として限定せずに、また日中の学校教育とは違う教育ができる場として、事務局からの提案にあるような寄宿舎の有効活用として、広い意味の教育活動の目的に沿うような利用の方向性をお認めいただければと思いますが。よろしいでしょうか。

会議録⑪は、「入舎希望者が多く、断っている状況」の中でやむを得ず「現場実習の期間に福祉施設に対して宿泊体験を依頼」している状況なので、他の寄宿舎の空きを融通しあうような「全体的な視点で活用を図る」ことも選択肢としてあるのではないかと要約できる。

会議録⑫に示された主張は、審議時間の不足もあり、まずは事務局案の「方向性」のみを認めて、詳細は後の検討を待とうという、より現実的な決着をめざしたものと解せられる。

「地域エリアの寄宿舎としての活用」という「方向性」について、筆者は次の3点を強く懸念する。慎重な議論と検証を要する事項である。

### （1）教育課程の編成の基本原則と間に齟齬を生じないか

各学校の教育課程は学習指導要領の総則（以下）に示されているとおり、各学校の幼児児童生徒、地域、学校の実態を踏まえて編成されるのが基本原則である。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

ここでいう「学校の実態」については、学習指導要領解説（文部科学省，2009）に次のように記されているが、寄宿舎の有無についての記載はない。

学校規模，教職員の状況，施設設備の状況，児童生徒の実態などの人的，物的条件の実態は学校によって異なっている。…略…特に，児童生徒の特性や教職員の構成，教師の指導力，教材・教具の整備状況，地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し，教育課程の編成に生かすことが必要である。

しかし，若干古い学習指導要領（1979年版）の解説（文部省，1983）に以下のような記述がある。肢体不自由養護学校という限定がつくものの，「（その）学校の実態」として寄宿舎を設置しているか否かで，教育課程は自ずと異なるとのことである。よって，寄宿舎を設置していない特別支援学校が他校の寄宿舎を利用するならば，教育課程の編成権者の校長が他校の寄宿舎指導員を十分に監督することを前提に，その利用を教育課程編成上，明確に位置づけることが必要になる。また，寄宿舎指導員が所属校以外の児童生徒の生活指導を計画的に実施できるような体制整備も前提となる。ただ果たして，このようなことが現実的に可能なのか。

ところで，ここでいう地域や学校の実態のうち，…略…学校の実態についてみれば，肢体不自由養護学校の場合，その設置形態が異なることがまず考えられる。つまり，施設入所児童生徒のみを対象とする学校（いわゆる併設養護学校），家庭又は寄宿舎から通学する児童生徒のみを対象とする学校（いわゆる単独養護学校）及び両者を対象とする学校（いわゆる隣接養護学校）の3種がある。また，学校の規模，教員構成の状況，施設・設備の状況や児童生徒の実態等様々な条件が学校によって異なっている。

## （2）学校教育法第78条との間に齟齬が生じないか

学校教育法第78条では，寄宿舎は「その」特別支援学校に設置する，としている。複数の特別支援学校を含む広域エリアをカバーすると解釈することにはかなりの無理がある。先に紹介した東京都も滋賀県も，寄宿舎が必要とされる子どもは，寄宿舎のある特別支援学校を利用，つまり「転学」させるという方法を想定している。

## （3）他の機関（例えば，福祉施設）の機能との重複が生じないか

複数の特別支援学校を含む広域エリアをカバーする寄宿舎になると，「その」特別支援学校に設置された教育的機能も期待されている寄宿舎としての役割が低下して，会議録⑬（以下）にあるような福祉施設との差が無くなる恐れがある。結果として，寄宿舎のアイデンティティーの低下が懸念される。

#### 【会議録⑬：第2回特教審】

(委員)

本校の寄宿舎は、入舎希望者が多く、断っている状況があります。12畳程度の和室に、夜は子どもが5、6人で寝ています。

…略…

高等部の通学生が卒業後の生活自立を目指して体験的な宿泊を希望しても、本校の寄宿舎では舎生数が満杯状態のため、受け入れることができない状態です。このため、現場実習の期間に福祉施設に対して宿泊体験を依頼し、ご協力いただいています。特別支援学校に設置されている寄宿舎の機能を見直し、全体的な視点で活用を図る必要があると思います。特に知的障害教育校の高等部における自立と社会参加に向けた取組みについては、寄宿舎の生活指導の充実が必要です。

#### IV. おわりに

特教審の最終答申に記述された寄宿舎の在り方については、一部をのぞき、現実を踏まえた抑制的で中立的な決着であると筆者は考える。低下している寄宿舎の利用者数（つまり、稼働率）をあげないとスクラップの対象として議論の遡上にあがりかねないという事務局の危機意識と、「特別支援学校の財産（第2回会議録）」としての寄宿舎に潜在する教育的機能の掘り起こしとその活用をめざすという特教審の委員の期待とが交錯しながら、大きな偏り無く妥協点が見いだされたということである。

残された問題としては、数字（ここでは稼働率）というエビデンスがなければ、寄宿舎の今後が立ちゆかなくなることが必至であるということであろう。しかし、答申に示されたような、そのエビデンスを地域エリアの寄宿舎としての活用という方法でつくりだすという発想は、会議録の分析で指摘したとおり、「『その』特別支援学校の財産」としての寄宿舎の価値を否定することにつながる。

『その』特別支援学校の財産」としての寄宿舎の潜在能力を再発見して、そしてそれを高め、結果として、エビデンスとしての稼働率が上昇していくとの戦略を見だし実施するしかないと筆者は考える。つまり今、それぞれに児童生徒、学校、地域の実態の異なる寄宿舎設置校5校のそれぞれの独自の工夫や努力が強く問われているのである。

#### 文献

- 1) 石川美知代・古屋義博（2008）寄宿舎の価値と課題（1）－2007年春に退職した寄宿舎指導員3人への聴きとり調査－. 山梨障害児教育学研究紀要, 2, 90 - 111.
- 2) 石川美知代・古屋義博（2009）寄宿舎の価値と課題（2）－2008年春に退職した寄宿舎指導員2人への聴きとり調査－. 山梨障害児教育学研究紀要, 3, 132 - 142.
- 3) 文部省（1983）特殊教育諸学校学習指導要領解説－養護学校（肢体不自由教育）編－. 日本肢体不自由児協会.

- 4) 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説－総則等編（幼稚部・小学部・中学部）－．教育出版．
- 5) 島田博光・古屋義博（2010）寄宿舎や寄宿舎指導員の役割の現状と課題について．－寄宿舎指導員たちが使う特殊な用語による描写－．山梨障害児教育学研究紀要, 4, 123 - 133.
- 6) 鈴木勲（2011）逐条学校教育法（第7次改訂版）．学陽書房．